

●市民活動センター指定管理者公募に係る質問及び回答（令和元年8月6日受付分）

質問事項	質問内容	回答
1 人件費について	<p>平成30年度の人件費実績で示されている嘱託3人、臨時3人の週あたりの勤務時間の実績を把握したい。</p> <p>土日祝日と17時以降の貸館受付の人員（現在はシルバー人材センターの方？）は、人件費ではなく委託費の中に含まれると考えてよいか（備考欄に記されている「夜間休日管理」に該当するのか）。その場合には、週に何人・時間の労働力となっているのか。（平成30年度実績）</p>	<p>嘱託職員は週29時間以内、臨時職員は週38時間45分以内の勤務となっています。</p> <p>これまで17時以降及び日曜祝日の対応は、委託により実施しており、収支報告の維持管理費「夜間休日管理」が該当します。平日・土曜は2人体制で、日曜祝日は4人が2交代制で勤務していただきました。17時以降及び日曜祝日の対応につきましては、指定管理者仕様書に記載している業務が円滑に遂行できるよう、その手法も含めてご提案いただければと考えております。</p>
2 嘱託職員、臨時職員	<p>現在、市の方で雇用されている嘱託職員さん、臨時職員さんは、継続して雇用することができるのか、市役所の別部署に異動されるのでしょうか。</p>	<p>現在雇用している嘱託職員、臨時職員については、個別に本人の意向を確認したうえでご対応いただくこととなります。</p>
3 エレベーター保守費	<p>2021年度以降に発生するエレベーターの保守契約費用は、2021年度以降の指定管理費に上乗せされると考えてよいでしょうか。</p>	<p>当該経費についても令和3年度以降の施設経費の積算に含めてあります。なお、指定管理料の算出は、令和2年度以降の施設経費を平均し算出しています。</p>
4 行政財産の使用許可を受けて使用することができる施設	<p>喫茶店舗ほか「行政財産の使用許可を受けて使用できる施設」について、賃料の単価は決まっているのでしょうか。</p> <p>また、2階の受付、事務局のスペースは、十分にスペース的な余裕があるように見えますが、指定管理を受ける事業者と連携する団体等のためにスペースの一部を活用することは可能でしょうか。</p>	<p>行政財産使用許可の申請をして使用する場合、その使用料は松江市市民活動センターの設置及び管理に関する条例別表に定めた額（1㎡当たり632円/月）を準用し、算出することとなります。</p> <p>2階の受付、事務局スペースの活用について、ご質問の「連携」「活用」の意図が不明確なため正確なお答えができませんが、指定管理者が指定管理業務の一部を委託し、その業務遂行のために事務局スペースの一部を使用すること（例：保安業務の受託者の休憩室）は可能と考えます。</p>